

【参考】雇用保険受給資格者証の見方

様式第11号（第17条の2関係）（第1面、第2面）

雇用保険受給資格者証

（第1面）

1. 支給番号 48010-17-000109-7		2. 氏名 コウ 知ウ		
3. 被保険者番号 4800-010566-2	4. 性別 男	5. 離職時年齢 27	6. 生年月日 4-010416	7. 求職番号 12345
8. 住所又は居所				
9. 支払方法(記号(口座)番号、金融機関名、支店名) 安定所現金()				
10. 資格取得年月日 190401	11. 離職日 281231			
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時			
16. 求職申込年月日 290104	17. 認定 1型-月	291231		
19. 基本手当日額 4,747	20. 所定給付日数 90	21. 通算被保険者期間 090900		
22. 離職前事業所名 労働市場センター株式会社				
23. 再就職手当支給歴		24. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村) 0 0 0 0		

基本手当日額が **3,612 円以上（60 歳以上の方は 5000 円以上）** の場合
失業手当を受給する期間は、扶養からはずれる必要があります。

様式第11号（第17条の2関係）（第3面、第4面）

写真欄
3×2.5

支給番号

行数	処理月日	認定(支給)期間	日数	種類	金額	日額
1	0607					
2		待機満了 待機満了日 290514				
3		給付制限期間290515-290814 離職理由40				
4						
5	0830	290815-0829	15	基本手当	¥000,000-	75
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13	1122	291025-1112	19	基本手当	¥000,000-	
14		支給終了				
15						
16						
17						
18						
19						
20						

◆ **給付制限期間がある場合**
退職日の翌日～給付制限期間終了日（例の場合は29年8月14日）までは扶養に入ることができます。

◆ **この記載がない場合**
給付制限なし（＝すぐに失業手当が支給される）となるため、速やかに健保組合までご連絡ください。

支給開始日（給付制限期間終了日の翌日）
この印字がされたら、速やかに扶養からはずす手続きをしてください。この日（例の場合は29年8月15日）から保険証が使えなくなります。
支給開始日 = **扶養終了日** となります。

支給終了の印字が入ると、扶養にいれる手続きが開始できます。
支給終了後、すみやかに提出してください。
なお、扶養開始日は **支給終了日の翌日**（例の場合、11月13日）からです。